

## 京都丹波子育てわくわくご近所応援団事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 地域全体で子育て家庭を応援する仕組みの構築を図るため、子育て家庭の身近な地域(自治会単位等)の集会所等を拠点に子育て家庭を中心に多世代の住民が参画し、交流する事業をモデル事業として実施する子育て支援団体等に対して、補助金等の交付に関する規則(昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

### (補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる団体は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。  
亀岡市、南丹市及び京丹波町で子育て家庭の身近な地域(自治会単位等)の集会所等を活動の拠点とし、地元自治会、民生児童委員及び主任児童委員等と連携する子育て支援活動に実績があり、京都府又は亀岡市、南丹市及び京丹波町の児童福祉・母子保健の担当課との連携実績がある子育て支援団体等とする。

2 前項の規定にかかわらず、子育て支援団体等には、次に掲げる団体を含めないものとする。

- (1) 特定の政治、宗教、思想等に関わる団体
- (2) 特定の公職者(候補者を含む。)又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的とする団体
- (3) 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある団体
- (4) 営利を主たる目的とする団体
- (5) 前各号に掲げるもののほか、補助金を受けることが不相当であると認められる団体

### (補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業(以下、「補助対象事業」という。)は、第1条に定める趣旨に沿って行われる事業で、子育て支援団体等が地元の子育て家庭の身近な集会所等を活用し、多世代の住民が参画し、交流する事業(月1回程度)とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、補助対象事業に含まないものとする。

- (1) 特定の政治、宗教、思想等に関連した事業
- (2) 営利を目的とする事業や国や地方公共団体から委託を受けた事業
- (3) 地域住民の自由な参加を認めず、特定の者のみにより実施する事業
- (4) 国や府の他の補助制度の対象となる事業

### (補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、本事業に係る経費から次に掲げる経費を除いた額とする。

- (1) 地域団体の運営に係る経常的な経費
- (2) 人件費
- (3) 個人給付的な経費
- (4) 食糧費
- (5) 用地の取得及び補償
- (6) 前各号に掲げるもののほか、補助対象経費として不相当と認められる経費

### (補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費額に10分の10を乗じた額(上限20万円)とする。

2 前項に規定する補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

### (事前着手)

第6条 子育て支援団体等は、補助金の交付決定前に事業を実施した場合は、補助金の交付を受けることができない。ただし、やむを得ない事由により、交付決定前に事業

を実施しようとする場合において、第2号様式による事前着手届を知事に提出した場合は、この限りでない。

(交付申請)

第7条 規則第5条に規定する交付申請書は、第1号様式によるものとし、知事が別に定める日までに提出しなければならない。

(補助事業の変更)

第8条 規則第9条に規定する事業変更承認申請書は、第3号様式によるものとし、あらかじめ、申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない

(補助事業の中止又は廃止)

第9条 補助事業者が補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、第4号様式による申請書を知事に提出するものとする。

(実績報告)

第10条 規則第13条に規定する実績報告書は、第6号様式により、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定に係る年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(書類の整備)

第11条 補助金の交付を受けた団体は、補助金にかかる収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、その証拠となる書類を整理し、かつ、これら書類を当該事業の完了の日の属する年度の翌年から5年間保存しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この交付要綱は、平成28年6月23日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。